

第9期中間決算公告

平成22年12月24日

東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

株式会社みずほ銀行

取締役頭取 西堀 利

中間貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	2,382,521	預渡性預金	54,674,470
コ－ル口－ン	8,640,000	債券	1,802,780
債券貸借取引支払保証金	733,274	コ－ルマネ－	780,097
買入金銭債権	1,106,455	債券貸借取引受入担保金	1,535,700
特定取引資産	1,274,349	債券貸借取引受入担保金	1,506,410
金銭の信託	1,020	特定取引負債	306,789
有価証券	19,619,995	借用金	4,457,731
貸出金	33,279,008	外国為替	13,394
外国為替	120,347	短期社債	10,000
その他資産	2,768,499	社債	819,800
有形固定資産	739,312	その他負債	2,972,216
無形固定資産	190,659	未払法人税等	1,601
繰延税金資産	258,645	リース債務	18,003
支払承諾見返	968,970	資産除去債務	2,742
貸倒引当金	△ 415,501	その他の負債	2,949,869
投資損失引当金	△ 13	賞与引当金	8,644
		睡眠預金払戻損失引当金	13,705
		債券払戻損失引当金	11,615
		再評価に係る繰延税金負債	77,346
		支払承諾	968,970
		負債の部合計	69,959,673
		（純資産の部）	
		資本金	700,000
		資本剰余金	681,432
		資本準備金	490,707
		その他資本剰余金	190,725
		利益剰余金	216,543
		利益準備金	1,332
		その他利益剰余金	215,210
		繰越利益剰余金	215,210
		株主資本合計	1,597,975
		その他有価証券評価差額金	△ 16,891
		繰延ヘッジ損益	17,897
		土地再評価差額金	108,892
		評価・換算差額等合計	109,898
		純資産の部合計	1,707,874
資産の部合計	71,667,547	負債及び純資産の部合計	71,667,547

中間損益計算書 (平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで)

(単位：百万円)

科目		金額
経常	収益	549,489
資金運用	収益	345,453
(うち貸出)	金利息	(241,530)
(うち有価証券)	利息配当金	(57,170)
役員取引等	収益	104,809
特定取引	収益	42,663
その他業務	収益	41,420
その他経常	収益	15,142
経常	費用	460,205
資金調達	費用	59,568
(うち預金)	金利息	(30,220)
(うち債券)	利息	(1,607)
役員取引等	費用	30,921
その他業務	費用	22,164
営業	費用	304,627
その他経常	費用	42,923
経常	利益	89,283
特別	利益	28,702
特別	損失	3,390
税引前	中間純利益	114,595
法人税、住民税及び事業	税額	247
法人税等調整	額	△ 12,669
法人税等	合計	△ 12,421
中間	純利益	127,017

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. (1) と同じ方法によっております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。

(2) 社債発行費

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

(3) 債券発行費用

債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び注記事項（中間貸借対照表関係）5.の貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができると見られる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は294,016百万円であり、

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。

- (3) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金
退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10～12年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌日から損益処理しております。
- (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (6) 債券払戻損失引当金
債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

① 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

② キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は6,912百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は7,437百万円（同前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建子会社・子法人等株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（金融商品に関する会計基準）

前期末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、「有価証券」は7,718百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,023百万円減少、「繰延税金資産」は2,357百万円増加、「貸倒引当金」は16,573百万円減少し、「税引前中間純利益」は1,131百万円増加しております。

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、「経常利益」は274百万円増加、「税引前中間純利益」は1,128百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による「その他負債」中の資産除去債務の変動額は2,742百万円であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 282,673百万円
2. 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売

却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは741,252百万円であります。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は40,067百万円、延滞債権額は504,432百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は27,266百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は250,696百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は822,464百万円であります。なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は217,267百万円であります。
8. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	5,031百万円
有価証券	4,723,081百万円
貸出金	4,788,054百万円
その他資産	1,430百万円
担保資産に対応する債務	
預金	537,844百万円
コールマネー	874,000百万円
債券貸借取引受入担保金	1,506,410百万円
借入金	3,619,342百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」1,130,268百万円を差し入れております。

また、「その他資産」のうち保証金は57,025百万円、その他の証拠金等は190百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22,250,475百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが21,688,199百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。
11. 有形固定資産の減価償却累計額 584,290百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金817,929百万円が含まれております。
13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,035,707百万円であります。
15. 1株当たり純資産額 235,646円55銭
16. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 13.09%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、睡眠預金の収益計上額4,735百万円、未払債券の収益計上額2,816百万円、株式等売却益2,209百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却24,440百万円、株式等償却7,248百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」には、償却債権取立益16,571百万円を含んでおります。
4. 「特別損失」には、減損損失1,633百万円、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載した資産除去債務に関する会計基準適用による影響額1,015百万円を含んでおります。

5. 1株当たり中間純利益金額 28,563円71銭
 6. 潜在株式を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は記載しておりません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれておりません。

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	900,697	913,089	12,391
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
合計		900,697	913,089	12,391

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	88,274	53,935	△34,339

(注) 1. 関連法人等株式は該当ありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	194,399

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	284,263	216,643	67,620
	債券	12,255,333	12,181,925	73,407
	国債	10,452,568	10,403,721	48,847
	地方債	154,718	150,964	3,754
	社債	1,648,045	1,627,240	20,805
	その他	1,979,802	1,942,556	37,246
	信託受益権	586,567	567,313	19,253
	外国債券	1,350,550	1,333,308	17,242
	その他	42,685	41,935	750
	小計	14,519,400	14,341,125	178,274
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	402,766	508,870	△106,103
	債券	3,428,348	3,452,874	△24,526
	国債	2,490,273	2,491,040	△767
	地方債	15,403	15,404	△1
	社債	922,671	946,429	△23,758
	その他	1,102,809	1,151,089	△48,280
	信託受益権	488,827	514,262	△25,435
	外国債券	537,004	547,850	△10,846
	その他	76,977	88,975	△11,998
	小計	4,933,924	5,112,835	△178,910
合計	19,453,324	19,453,960	△636	

(注) 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、64百万円（利益）であります。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当中間期におけるこの減損処理額は、8,853百万円（うち社債2,842百万円、株式6,011百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年9月30日現在）
 該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	1,020	1,050	△30	-	△30

(注)「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	218,494百万円
繰越欠損金	136,640
有価証券償却損金算入限度超過額	252,607
その他	215,837
繰延税金資産小計	823,580
評価性引当額	△380,698
繰延税金資産合計	442,881
繰延税金負債	
前払年金費用	123,219
その他	61,016
繰延税金負債合計	184,236
繰延税金資産の純額	258,645百万円